

社会福祉法人役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恒林会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、当法人の業務を行う場合、恒林会旅費規程に基づき費用を弁償する。

(改 廃)

第4条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。